

が始まります

お早めに準備を

申告受付期間 ▶

2月17日(月)～3月16日(月)

令和2年度分の町・県民税と令和元年分の所得税の申告受付を下記の日程で行います。
 例年、終了間近の申告受付会場は大変混雑しますので、お早めに申告されますようお願いいたします。
 今年の申告から税務署への引継は、電子申告(e-Tax)で行うため、所得税の申告をされる方はマイナンバー(個人番号)のほかに「利用者識別番号」が必要となります。(町の会場でも取得できます。)
 上場株式等に係る配当所得や譲渡所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は申告受付期間終了後、町・県民税の納税通知書が送達される日までに、所得税と異なる課税方式を選択する旨の申告をして頂く必要があります。

町の申告受付日程表

受付時間 午前8時50分～11時30分 / 午後1時～4時

- 混雑を緩和するため、行政区ごとに期日の指定をさせていただきましたので、お住まいの行政区の該当日にお越しください。
- 都合がつかない場合は、全町対象日などに申告をしてください。
- 寒い時期ですので、暖かい服装でお出かけください。

月日	対象区	会場
2月17日(月)	矢那瀬上郷区・矢那瀬下郷区	役場 1階会議室
18日(火)	滝の上区・小坂区・岩田区	
19日(水)	杉郷区・辻区・宮沢区	
20日(木)	井戸上郷区・井戸中郷区・井戸下郷区・風布区	
21日(金)	上長瀬区・長瀬上区	
25日(火)	大木小路区・長瀬区	
26日(水)	長瀬宝登山区・五区	
27日(木)	下山区・上宿中宿区	
28日(金)	石原区・根岸区・下宿区・原区	
3月2日(月)	上袋区	
3日(火)	上袋区・下袋区	
4日(水)	中野上区	
5日(木)	全町対象	
6日(金)		
9日(月)		
10日(火)		
11日(水)	全町対象	
12日(木)		
13日(金)		
16日(月)		

※今年の申告受付は、役場1階会議室で行います。

町・県民税(住民税)の申告

申告は、令和2年度の町・県民税や国民健康保険税などの賦課資料となるばかりでなく、所得証明などの発行資料となります。

扶養されている方や収入のない方でも、申告されない所
 得状況を確認できないため、所得証明が発行できないほか、
 国民年金保険料免除申請、国民健康保険税や介護保険料の軽
 減措置や、児童扶養手当、幼稚園就園奨励費などの審査がで
 きなくなることがあります。

申告が必要な方

原則として、令和2年1月1日現在、町内に住所があり、
 令和元年中(平成31年1月～令和元年12月)に所得があった
 方は申告が必要です。

- ① 所得税の確定申告をされた方
 - ※町・県民税の申告をしたものとみなされます。
 - ② 給与と所得者で給与支払報告書が勤務先から町へ提出されて
 いる方
 - ③ 公的年金等の支払を受けている方
 - ※②・③については、給与・年金以外の所得がある方は申告
 が必要です。(所得税と違い、所得額が20万円以下の方
 も申告が必要です。)
- なお、次に該当する方は、申告してください。
- 給与・年金等の収入があり、各種控除を追加する方
 - 収入がなかったが、国民健康保険などに加入している方、
 医療・福祉等の行政サービスの適用を受ける方、所得証明
 書が必要な方

町・県民税の申告書は送
 付していませんので、直
 接会場へお越しください。

税務職員を装った
 「振り込め詐欺」に
 ご注意ください。

